

ヒントカード

ヒントカード

ヒントカード

ヒントカード

ヒントカード

ヒントカード

ヒントカード

ヒントカード

ヒントカード

ヒントカード

消費者を守って  
くれる法律はあ  
る？

どんな言葉で  
断るといい？

相手の対応で  
何がいけなかつ  
た？

契約の後に  
確認をした方が  
いい事は？

契約前に  
確認した方が  
いい事は？

予算はいくら  
まで出す？

商品のどんな  
表示(マーク)  
を確認する？

誰(どこ)に  
相談する？

消費者の  
責任は？

消費者の  
権利は？

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

# 有機JAS マーク

農薬や化学肥料などの化学物質に頼らない、自然力で生産された、農産物、加工食品、飼料、畜産物、藻類につけられている。

# エコマーク 間伐材マーク ascラベル

環境保全に役立つと認定された商品に付けられている。

森を維持するために抜き取った間伐材を用いた商品に付けられている。

責任ある養殖管理のもとで育てられた水産物につけられている。

# 国際フェア トレード 認証ラベル

開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入し、弱い立場の生産者や労働者の生活改善と自立を目指したものに付けられている。

# 消費者 ホットライン

困った時は、一人で悩まずに「消費者ホットライン」188に相談。

# JADMAマーク FSCマーク レインフォレスト・アライアンス認証 MSCラベル

日本通信販売協会の定めた基準を満たし、法を守り、適切な販売活動をしている通信販売業者に付けられている。

環境に配慮し、経済的にも継続可能な、きちんと管理された森林の木材からできた製品に付けられている。

森林の保護、労働者の人権尊重や生活向上、気候危機への緩和と適応など、より持続可能な農業を推進した製品につけられている。

海洋の自然環境や水産資源に配慮した、持続可能で適切に管理された漁業でとられた水産物につけられている。

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

## 知らされる権利

商品選択に必要な情報が得られ、ごまかしや誤認を招く広告や表示から守られること。

## 未成年者取消権

未成年者が契約を行うには、保護者の同意が必要であり、同意なく行った契約は、あとから取り消すことができる。

- 【取り消しできない場合】
- お小遣いの範囲での契約だった。
  - 18歳以上だと、年齢を嘘ついていた。
  - 契約書の法定代理人の欄に無断で記入した。

## 特定商取引法

トラブルが起きやすい訪問販売、通信販売などを対象に、事業者が守るべきルールと、クーリングオフなどの消費者を守るルールを定めた法律。

## 消費者基本法

消費者の権利の尊重と消費者の自立を支援する法律

## JASマーク

食品から木材まで安心・安全でできる農林水産物と加工品につけられている。

## 意見が反映される権利

消費者の意見をもとに消費者の利益を考えた政策や商品開発が行われること。

## 安全が保障される権利

健康や命に関わる危険な商品の製造や販売から守られること。

## クーリング・オフ制度

契約した後でも、一定条件を満たせば、一度契約した商品を解約することができる。

- 【条件】
- 契約した場所が店舗や営業所以外の場所
  - 代金が総額3,000円以上である。
  - 契約書を受け取った日も含めて8日以内（販売方法によって20日間）

## 製造物責任法 (PL法)

商品の欠陥により、人や財産に被害を受けた場合、製造業者などに損害賠償を求めることができる法律

## 消費者契約法

消費者と事業者が結ぶすべての契約に適用される。消費者に不利な契約内容を無効にできることを定めた法律。

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

お助けカード

## 環境に与える影響を自覚する責任

自分の消費行動が環境に与える影響を考え、環境に配慮した商品を選ぶこと。

## 自己主張し行動する責任

商品に問題があったとき、相談したり改善を求めたりして、構成な取引ができるよう働きかけること。

## 健全な環境の中で働き生活する権利

今や未来の人々を脅かさない環境で働いたり生活できること

## 消費者教育を受ける権利

基本的な消費者の権利や責任ある行動など、商品選択に必要な知識と能力を得られること。

## 選択する権利

満足できる品質や公正な価格で、さまざまな商品を自由に選べる。

## 消費者として団結・連帯する責任

消費者トラブルを解決したり、消費者の利益を守ったりするために、協力して行動すること。

## 社会的関心を持ち他社への影響を自覚する責任

消費行動が、生産者の暮らしや経済的、身体的に立場の弱い人など社会全体に与える影響を考えて行動すること。

## 批判的な意識を持つ権利

商品の価格や品質など関心や疑問を持ち、与えられた情報を用ひにしないこと。

## 生活の基本的なニーズが満たされる権利

十分な衣食住や医療、教育、公衆衛生など生活に欠かせない物資やサービスが手に入ること。

## 補償を受ける権利

商品の不良などによる被害に対し、商品交換や賠償など対応がとられること。